

平成15年3月26日

金融庁 監督局 銀行第一課長
鈴木正規 殿

東京都千代田区丸の内1-3-2
株式会社 三井住友銀行
執行役員 個人統括部長
岸川 和久



「銀行法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について

当行は、顧客ニーズへの対応および余剰能力の有効利用の観点から、店舗内情報提供機器（プラズマ・ディスプレイ・パネル<PDP>、金利ボード、以下PDP）を媒体として、当行業務提携先企業および取引先企業の委託を受けて、当該企業のために情報提供を行う業務の開始を検討しております。そこで、本件業務が、銀行法第10条第2項「その他銀行業に付随する業務」に該当し、よって同法第12条の他業禁止規定に抵触せず、銀行法第26条、第27条に規定された不利益処分の対象に該当しないことを照会申し上げます。

1. 「PDPによる当行顧客に対する当行業務提携先企業・取引先企業関連情報の提供業務」の 具体的内容

検討している業務の具体的内容は、次のとおりです。

当該業務は、当行が店舗来店顧客向けに情報を提示しているPDPの余剰スペースおよび使用していない時間のPDPを活用して、当行業務提携先企業および取引先企業（以下、委託企業と総称）の情報を提供する画面（画像ほか。以下、情報提供画像）を放映し、委託企業から当該行為の受託に係る対価を受け取る業務であります。

本件業務で利用するPDPは、顧客に対して預金、貸出、為替に関する参考情報を提供するためのものであり、銀行法第12条の2第1項および銀行法施行規則第13条の3に定められている「預金者等に対する情報の提供」を適時適切に行ううえで必要な装置です。PDPを利用して提供している具体的な情報は、円預金金利、外貨預金金利、外国為替相場、投資信託基準価額、ローン金利、TOPIX・日経平均等マーケット指標であり、PDPは、当行が銀行法第10条第1項1号および2号に定められた預金、貸出の固有業務を遂行するうえで有効かつ不可欠な手段となっています。

一方で、PDPを活用した余剰については、画面における余剰と時間帯における余剰が想定されます。提供すべき情報が少ない場合はPDP画面に余剰スペースが生じることがあります。また、銀行の営業時間外や株式市場で取引されていない時間帯は、情報が固定化するため指標や市場価格を常時放映する必要がない場合もあります。本件業務は、これらのPDP画面の余剰スペースあるいは営業時間外といった余剰時間帯を有効に活用するものであり、顧客にとっても当行以外の情報を得られるメリットがあります。具体的には、必要情報を掲

示するスペース以外を画面分割した余剰スペースとして活用し情報提供を行う他、営業時間外のATMコーナーや店舗外に向けて他社の情報提供画像を放映することも想定しております。

本件業務で提示する情報提供画像は、委託企業が作製したものとし、具体的な画像の内容としては、資産運用関連の業務提携先企業が提供する情報や取引先企業が提供する商品情報を想定しております。本件業務の対象とする委託企業または情報提供画像は、公序良俗違反・法令違反等に該当する企業または情報提供画像を除外するといった銀行の公共性を重視した運用とします。また、情報提供画像には、顧客が委託企業の商品やサービスを当行のものであると誤認しない措置を施します。本件業務に係る権利・義務は、当行と委託企業との間で個別に、委託手数料、契約期間、情報提供画像の内容、異例事態発生時対応についての契約締結を行うことにより規定するものとします。

本件業務における委託手数料は、委託企業の情報提供画像の放映に係る対価に相当するものです。委託手数料の水準については、委託企業にとってメリットのあるものでなくてはならず、当行へ委託することにより、低廉かつ効果的に情報提供できる水準である必要があると考えられます。また、そうした水準に委託手数料を設定した場合には、本件業務につき相当程度の利用申し込みがあるものと考えております。

2. 本件業務が銀行法第10条第2項に定められている「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、同法第12条で定められている他業禁止規定に抵触しないと考える理由

本件業務については、事務ガイドライン1-6-4(8)において法第12条に定められている他業禁止規定に十分留意した上で、考慮すべき4点が示されていますので、以下の通り検討いたしました。

- (1) 本件業務について、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するものと認められること (事務ガイドライン1-6-4(8)④)

本件業務は銀行が広告製作を実施するものではなく、銀行の固有業務の遂行に必要な経営資源であるPDPに生じた余剰部分に広告を表示させる業務です。PDPは、当行が銀行法第10条第1項各号に定められた預金、貸出の固有業務を遂行するうえで必要な情報を顧客に提示するためのものであり、本件業務で活用する画面はPDP画面の余剰スペースです。また、画面以外に本件業務で活用する余剰時間とは、株式市場や為替市場で取引がなされていない時間帯や営業時間外といった業務と直接関係のない余剰時間を指します。これらPDP画面上での本件業務は、銀行が固有業務を遂行する上で、必要なものとして既に存在するものの、業務上使用しておらず取り除くことが不可能な部分等の余剰部分を活用するものであると考えます。

したがって、本件業務は、銀行が固有業務を遂行する中でPDPに正当に生じた余剰能力の活用に資するものと考えます。

(2) 本件業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること
(事務ガイドライン1-6-4(8)③)

当該業務は銀行の固有業務を遂行するために必要なPDPを利用して情報提供を行うものであり、銀行が預貸金業務や為替業務などの固有業務を行うに当たり実施している情報提供と機能的な親近性があると認められます。

また、本件業務には事務ミスやシステム障害により広告主に対して契約不履行責任を負うリスクがありますが、これは商慣行上の一般的な契約においても発生するリスクであり、他の一般的なケースと同様に対応することができます。また、銀行と事務委託先との契約において事務委託先が損害賠償責任を負うことになっており、銀行にとって新たに重大なリスクが発生することはありません。このため、固有業務に伴う事務リスクやシステムリスクと異質なものとは言えない上、固有業務では預貸金業務・為替業務に直接関連する情報を取扱うことが前提となっていることを勘案すれば、固有業務に伴う事務リスク、システムリスクと比較してもより小さいリスクと認められます。

また、本件業務を実施することによるリスクとしてはレピュテーションリスクが想定されます。レピュテーションリスクについては、銀行はこれまでも決済機能の提供による提携や合弁会社設立といった業務提携を実施するにあたって、提携先を公序良俗違反・法令違反の有無のみならず、銀行法第1条に謳われている銀行の公共性に鑑みて相応しくないことによるレピュテーションリスクを排除する観点で選別した上で、業績・財務内容・風評まで様々な角度から分析し、銀行が業務提携先から追加的にレピュテーションリスクを被らないように厳選してまいりました。本件業務においても、委託企業や情報を選定するにあたっては、公序良俗違反・法令違反等のおそれのあるものを排除することは勿論のこと、銀行の公共性・社会性に適合すること等の基準に沿って厳正に選定致します。これにより、現状よりも銀行のレピュテーションリスクを高めることにはならないと考えられます。

加えて、広告であることを明示する等十分な誤認防止措置をとることから、仮に、情報内容に関して損害賠償請求訴訟を提起された場合でも、そのリスクを委託企業に転嫁するため、最終的に銀行に損害が発生することはないと考えております。

したがって、本件業務については、銀行業務に伴うリスクと異質なリスクを負うことはなく、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められると考えます。

(3) 本件業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものではないこと
(事務ガイドライン1-6-4(8)②)

本件業務は、預金金利、ローン金利といった銀行の固有業務に関する情報を顧客に提供する手段のひとつとして利用しているPDPの余剰な能力を活用するものです。

PDPは、そもそも預金、貸出等の固有業務の遂行を円滑化・補完するものであり、本件

業務はその正当に生じた余剰の範囲で行われるものです。加えて、本件業務を行うにあたって過剰な投資を行わないことから、本件業務の規模が固有業務の規模に比して大きくなることはありません。

また、本件業務の受託に伴い収受する手数料の水準は、前述のように委託企業がメリットがあると判断する水準に決定することが必要であり、収入の規模も付随する固有業務の規模に比して大きくなることはありません。なお、当該手数料は、TV広告の情報提供手段と異なり、店舗外に向けて他社の情報提供画像を放映する場合も含め情報提供の対象が限定されており、一般の広告の情報提供に係る委託料金との対比では、かなり低廉なものとなることが予想されます。

したがって、本件業務の規模は、預金、貸出といったその業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものではないと認められると考えます。

(4) 銀行法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるものであること

(事務ガイドライン1-6-4(8)①)

本件業務と固有業務の関連性・親近性について法第10条第2項各号と総合的に対比すれば、本件業務は固有業務を遂行するに当たって情報を顧客に伝達する上で、不可欠な文書・データ掲載作業や情報設備等を管理する業務と類似するものです。

また、業務内容が情報の提供に止まること、銀行の固有業務の遂行に伴って正当に生じた余剰の活用であること、銀行の固有業務の遂行に支障が生じるおそれがないことから、他業禁止の趣旨に照らしても問題があると認められず、法第10条第1項各号および第2項各号に準ずる業務と考えられます。

3. 照会者並びに照会及び回答内容が公表されることについての同意

当行は、本照会における照会者並びに照会及び回答内容が公表されることについて同意致します。

4. 照会先

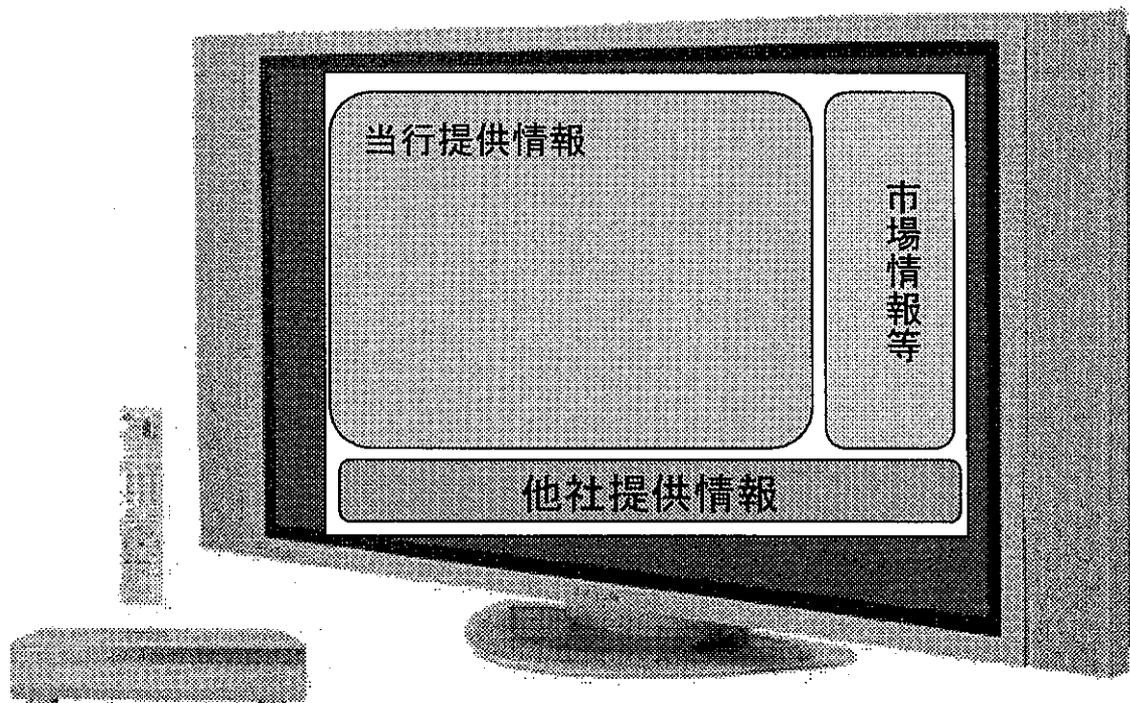
株式会社 三井住友銀行 個人統括部 大田原 就太郎

以 上

別紙

店舗内情報提供機器(PDP)画面イメージ

◆ 当行提供情報が少ない場合



◆ 営業時間外時間帯

